

# 流通・活用制度部会 活動報告

令和4年度から下記2つのガイドライン改正に向けた検討を開始

1. 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン(測量成果等編)

→ 令和5年10月の本懇談会での御審議を経て決定

2. 地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(測量成果等編)

(以下「二次利用ガイドライン(測量成果等編)」という)

→ 令和5年8月から流通・活用制度部会における検討を開始



本日の御説明内容

<流通・活用制度部会 委員(敬称略)>

部会長	井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科 教授(測量行政懇談会委員)
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士
	伊藤 文徳	会津若松市企画政策部情報統計課 主幹
	杉本 直也	静岡県デジタル戦略局 参事
	友岡 史仁	日本大学法学部 教授
	山本 佳世子	電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授



# 改正の検討に至った背景

- 平成23年に初めて二次利用ガイドライン(測量成果等編)を策定(その後改正なし)
- 平成23年以降の下記の動きを踏まえて改正を検討

## (1) オープンデータ基本指針の決定

(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

## (2) 三次元点群データや三次元地図等の普及

### オープンデータ基本指針

平成 29 年 5 月 30 日  
 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・  
 官民データ活用推進戦略会議決定  
 令和元年6月7日改正  
 令和3年6月15日改正

我が国においては、平成23年3月11日の東日本大震災以降、政府、地方公共団体や事業者等が保有するデータの公開・活用に対する意識が高まった。<sup>1</sup>

政府においては、公共データは国民共有の財産であるとの認識を示した「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)等に基づき、オープンデータの取組を推進してきた。

「新たなオープンデータの展開に向けて」(平成27年6月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)及び「オープンデータ 2.0」(平成28年5月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)では、データの公開を中心とした取組から、データの活用を前提とした「課題解決型のオープンデータの推進」に発想を転換するという方向が示された。

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」(以下「官民データ法」と言う。)は、官民データ活用の推進により国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的としており、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されている。

本書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン<sup>2</sup>の考えに基づき、今後、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むための基本指針をまとめたものである。

デジタルデータ活用の推進・促進の動き



三次元点群データ・三次元地図などの普及

出典:国土地理院、国土交通省

# (1)オープンデータ基本指針を踏まえた検討

## 【オープンデータの意義】

- ① 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- ② 行政の高度化・効率化
- ③ 透明性・信頼の向上

## 【オープンデータの定義】

以下のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

- ① 営利目的、非営利目的を問わず**二次利用可能なルールが適用**されたもの
- ② 機械判読に適したもの
- ③ **無償**(※1)で利用できるもの

(※1)オープンデータとは言えないものの、データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなうケースもある。

## 【オープンデータに関する基本的ルール】(抜粋)

- 各府省庁が保有するデータは**オープンデータとして公開することが原則**
- 個人情報が含まれるもの、国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、**公開することが適当ではない情報**に対して公開の要望があった場合は、オープンにできない理由を公開することが原則(※2)

(※2)法令又は合理的な根拠によりオープンデータとして公開できない場合(二次利用に制限がある場合を含む)は、その旨を具体的に示す。

各測量計画機関等の実態を把握した上でガイドラインの記載ぶりを検討する必要

## 三次元点群・三次元地図における知的財産権関係の新たな検討事項

- ① 三次元点群・三次元地図そのものが**知的財産(著作物・意匠・商標)**となりうる可能性
- ② 著作物・意匠・商標である建築物や屋外看板等の**第三者の知的財産が含まれる**可能性

法令	目的	概要
著作権法	文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、それにより <b>文化の発展</b> に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物を創作した者(著作者)に著作権を付与</li> <li>・著作物を創作した時点で著作者に自動的に付与され、何らの登録等を要しない</li> <li>・著作者の人格的利益を守る権利(無断で公表されない、意に反する改変がされないなど)、<b>著作物を他人に無断で利用(複製・提供など)</b>されない権利を占有</li> </ul>
意匠法	意匠の創作を奨励し、それにより <b>産業の発展</b> に寄与する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠の審査・登録を経て、意匠権を設定</li> <li>・登録意匠及びこれに類似する<b>意匠の実施</b>をする権利を専有</li> </ul>
商標法	商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、それにより <b>産業の発達</b> に寄与するとともに、 <b>需要者の利益</b> を保護する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標の審査・登録を経て、商標権を設定</li> <li>・指定商品又は指定役務について登録<b>商標</b>を独占的に使用できる権利を占有</li> </ul>

### 【著作物の例】

- ・創作的な表現がされた建築物
- ・創作的な表現(転位など)がされた地図
- ・創作的な表現がされた広告の絵



転位あり

### 【意匠の例】

- ・建築物のデザイン
- ・UI画面のデザイン



特許庁サイトより

### 【商標の例】

- ・企業等を示すロゴ



## (2)三次元点群・三次元地図等の普及に伴う検討

### ①三次元点群・三次元地図が知的財産権として保護されるかの検討結果

#### 【著作権】

- 作業規程の準則の規定に従って作成された**三次元点群は著作物となる可能性は低い**  
 ※ただし、独自の作業手順を採用した場合は、三次元点群も著作物となる可能性は否定できない
- 三次元地図は著作物となる可能性**がある  
 (図化基準、取得地物の決定、属性の配列の策定に裁量があるため)
- 著作権の原始的帰属は、**発注者(国・地方公共団体)、受注者(作業者)のいずれにもなりうる**  
 (発注者から受注者に対する指示や監督の内容による)

#### 【意匠権】

- 三次元点群・三次元地図ともに一般的に**意匠法での保護対象とはならない**  
 (意匠法で定める意匠の定義に合致しないため)

#### 【商標権】

- 三次元点群・三次元地図ともに一般的に**商標法での保護対象とはならない**  
 (商標法で定める商標の定義に合致しないため)

- 著作物となり得る測量成果等について、著作権の保有や、著作者人格権の行使について処理が必要  
 (実態の把握が必要)
- 意匠権・商標権については処理不要

## (2)三次元点群・三次元地図などの普及

### ②三次元点群・三次元地図に**第三者の知的財産が含まれる場合の権利処理等の要否**の検討結果

#### 【著作権】

- **第三者の著作物である建築物等を計測データとして取得する場合、通常想定される利用では著作権者の許諾は不要**
- **著作物である第三者のデータを使用して作成した測量成果等は二次的著作物となる可能性があり、その測量成果等の利用者は、二次的著作物の著作権者に加え、基となるデータの著作者に対しても許諾を得る必要がある可能性がある**

#### 【意匠権・商標権】

- **建築物等の著作物・意匠の写り込み、看板等の商標権の写り込みについては、通常想定される使用・複製・提供などの用途の場合には権利者の許諾は必要ない**



- 著作権については、権利処理について実態の把握が必要
- 意匠権・商標権については、権利処理は不要

- 二次利用ガイドラインの記述が測量計画機関等にとって無理のある内容とならないよう、**測量計画機関等における測量成果等の整備・提供等に関する実態について調査を実施中**
- 二次利用ガイドラインの記述が他国と比較して特異な内容にならないよう、**海外の法令及び運用実態を調査中**

## 【測量計画機関等への調査】

調査方法：書面調査 及び ヒアリング調査

- 調査事項：
- **整備主体**：誰が主体となって整備しているのか、どのような契約関係であるか、その考え方
  - **財産権の所在**：整備した測量成果等の財産権はどのように設定しているか、その考え方
  - **承認基準**：公共測量成果の複製・使用承認の基準の公開の有無及び内容、その考え方
  - **提供状況**：提供状況の現状と提供に係る利用規約等の有無及び内容、その考え方
  - **著作権使用料・対価徴収**：提供に係る著作権使用料・対価徴収の有無及びその考え方 等

## 【海外法令及び運用実態の調査】

調査方法：ドイツ 及び フランスについて 書面調査 及び ヒアリング調査

- 調査事項：
- **オープンデータに関するEU指令とその国内法の内容**
  - **著作権等の権利保持の実態**
  - **測量成果等の提供実態**
  - **データの利用等に関する対価等の支払いの実態**

**実態を踏まえて**二次利用ガイドラインの記述を検討